

議案第 87 号

日野町税条例等の一部改正について

日野町税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 12 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）等が、平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることによる法律改正、及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、いずれも公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることによる法律改正に伴い、税条例等の一部改正を行うもの。

2 改正内容

（1）町民税の見直し

平成27年11月に公益財団法人交流協会（日本）と東亜関係協会（台湾）の間で結ばれた「日台民間租税取決め」により、台湾において生じた利子、配当等を有する者に対し、町民税を分離課税とする。

- ① 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの。（附則第20条の4、附則第20条の5）

（2）軽自動車税の見直し

- ① 消費税率10%引き上げ時に、自動車取得税を廃止し軽自動車税の環境性能割を創設する。従来の軽自動車税は種別割に名称変更する。税率は、燃費基準値達成度等に応じて非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とし（ただし当分の間、上限を2%とする）、新車・中古車を問わず対象とする。軽自動車税環境性能割は当分の間、鳥取県が賦課徴収等を行う。（第19条、第80条から第91条、附則第15条の2から附則第16条、平成26年改正附則第16条、平成28年改正附則第5条）（適用期日 平成29年4月1日）

3 附則規定

（施行期日）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別途各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の町税について適用し、平成28年度分までの町税については、なお従前の例による。

日野町税条例等の一部を改正する条例

(日野町税条例の一部改正)

第1条 日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延	(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは

長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収について

- 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

第80条の2 削除

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取

は、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

- 3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社の所有する軽自動車等のうち、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第81条 削除

得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))の
規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。))の
規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらな
ければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げ
る3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日ま
でに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとと
もに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)
は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時
又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出
しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又
は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をし
なかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

I 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

II 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにそ

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書並びにそ

の者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車

の者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車

等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(種別割の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のも

等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(軽自動車税の減免)

第89条 町長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のも

の又は精神障害者と生計を1にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を1にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を1にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

の又は精神障害者と生計を1にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を1にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を1にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

- 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機

(1)～(6) 略

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

- 2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機

付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～5 略

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9～15 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、鳥取県が、自動車税の環境性能割の賦

付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～5 略

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

9～15 略

課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の非課税の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 町長は、当分の間、鳥取県における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「鳥取県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として鳥取県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)Ⅰ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)Ⅱ	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた

(軽自動車税の課税の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた

場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)Ⅰ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)Ⅱ	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)Ⅰ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)Ⅱ	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)Ⅰ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)Ⅱ	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の

日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11

項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項におい

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」とい

て「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の

う。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項

金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第1項の規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」と

に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項の規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」と

あるのは「総所得金額、附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額）とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

あるのは「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（日野町税条例の一部改正条例の一部改正）

第2条 日野町税条例の一部を改正する条例（平成26年日野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の改正規定を次のように改める。

改正後			改正前		
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車の種別割に対して課する軽自動車税に係る町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)Ⅰ	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)Ⅱ	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	日野町税条例の一部を改正する条例(平成26年日野町条例第15号。以下この条において平成26年改正条例という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例附則第16条の表	第82条	日野町税条例の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表	第82条	日野町税条例の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	新条例附則第16条の表	第82条	日野町税条例の一部を改正する条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
第2号ア(イ)の項	(イ)	規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	第82条第2号アの項	2号ア	第82条第2号アの項
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)			
2号ア(ウ)Ⅰの項	(ウ)Ⅰ	規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)Ⅰ			

		る第82条第2号ア(ウ)Ⅰ
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)Ⅱの項	第2号ア(ウ)Ⅱの項	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)Ⅱ
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第3条 日野町税条例の一部を改正する条例(平成28年日野町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中附則第5条第7項の改正規定を次のように改める。

改正後			改正前		
7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、町条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、町条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略	略	略	略	略	略
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
略	略	略	略	略	略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中日野町税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定「第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。同条例第80条の改正規定及び第80条の2を削る改正規定並びに第81条の改正規定、同条第81条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条並びに附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の日野町税条例（以下「新条例」という。）附則第20条の4の規定は、新条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条ただし書きに掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。